○内閣府告示第四十二号

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

なお、東南海・南海地震防災対策推進地域を指定した件（平成二十三年四月一日内閣府告示第十九号）は、廃止する。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

東南海・南海地震防災対策推進地域

都府県名	区域
東京都	八丈町及び小笠原村の区域
長野県	諏訪市の区域
岐阜県	岐阜市、大垣市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡、加茂郡及び可児郡の区域
静岡県	静岡市、浜松市、沼津市、島田市、焼津市、掛川市、藤枝市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、牧之原市、賀茂郡南伊豆町、榛原郡吉田町及び周智郡の区域
愛知県	名古屋市、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、田原市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、丹羽郡、海部郡、知多郡及び額田郡の区域
三重県	全域
滋賀県	彦根市、長浜市、近江八幡市、甲賀市、野洲市、東近江市、米原市、蒲生郡、愛知郡及び犬上郡の区域
京都府	京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡の区域
大阪府	大阪市、堺市、岸和田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、三島郡、泉北郡、泉南郡及び南河内郡の区域
兵庫県	神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、南あわじ市、淡路市、たつの市及び加古郡播磨町の区域
奈良県	全域
和歌山県	全域
岡山県	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、備前市、瀬戸内市、浅口市及び都窪郡の区域
広島県	呉市、竹原市、三原市、尾道市及び福山市の区域
山口県	大島郡の区域
徳島県	全域
香川県	全域
愛媛県	全域
高知県	全域
大分県	大分市、別府市、中津市、佐伯市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市、東国東郡及び速見郡の区域
宮崎県	宮崎市、延岡市、日南市、日向市、児湯郡新富町及び東臼杵郡門川町の区域

備考　この表に掲げる区域は、平成二十四年四月一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

○内閣府告示第四十三号

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

なお、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を指定した件（平成二十二年四月一日内閣府告示第十八号）は、廃止する。

平成二十四年三月三十日

内閣総理大臣　野田　佳彦

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

道県名	区域
北海道	函館市、釧路市、帯広市、苫小牧市、根室市、北斗市、勇払郡厚真町、同郡むかわ町、沙流郡日高町、新冠郡、浦河郡、様似郡、幌泉郡、日高郡、河東郡、上川郡、河西郡、広尾郡、中川郡、足寄郡、十勝郡、釧路郡、厚岸郡、川上郡、阿寒郡、白糠郡、野付郡、標津郡及び目梨郡の区域
青森県	八戸市、三沢市、むつ市、上北郡野辺地町、同郡六戸町、同郡横浜町、同郡東北町、同郡六ヶ所村、同郡おいらせ町、下北郡、三戸郡五戸町、同郡南部町及び同郡階上町の区域
岩手県	宮古市、大船渡市、久慈市、一関市、陸前高田市、釜石市、上閉伊郡、下閉伊郡、九戸郡野田村及び同郡洋野町の区域
宮城県	全域
福島県	いわき市、相馬市、南相馬市、双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町及び相馬郡新地町の区域

備考　この表に掲げる区域は、平成二十四年四月一日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。